

平成27年 第6回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年 4 月 9 日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年4月9日

東京都教育委員会第6回定例会

〈議 題〉

1 報 告 事 項

- (1) 東京都立多摩図書館の移転について
- (2) 平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について
- (3) 都民の声（教育・文化）について〔平成26年度下半期（10月～3月）〕
- (4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	竹 花 豊 (欠席)
委 員	乙 武 洋 匡
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	金 子 一 彦
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	前 田 哲
指導部長	伊 東 哲
人事部長	加 藤 裕 之
福利厚生部長	高 畑 崇 久
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
人事企画担当部長	粉 川 貴 司
(書記) 総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第6回定例会を開会します。

開会に当たり、私から一言御挨拶申し上げます。

私は、比留間前教育長の後任として、平成27年4月1日付けで教育長に就任した中井敬三です。

皆様、御案内のとおり、比留間前教育長が退任されたことに伴い、今年度から新しい教育委員会制度の下で教育委員会が開催されることとなります。新制度においては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第1項に基づき、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなっています。

とりわけ、会務を総理することには、これまで木村前委員長が担っておられた教育委員会の会議を主宰することが含まれていることから、今後は、教育長が議長として会議を開会し、議事の整理・進行等をさせていただくこととなります。何分初めてのことですので、至らぬ点もあろうかと存じますが、委員の皆様方のお力添えをいただきながら、議長役を務めさせていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年12月に策定された長期ビジョンにおいては、「世界一の都市・東京」の実現に向け、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、国際感覚にあふれ、自らの力で未来を切り拓くことのできる人材を育成することが求められています。

また、今年度からは、知事により総合教育会議が開催され、いわゆる「教育施策大綱」が策定されることになろうかと思いますが、そうした中、東京都の教育にはますます注目が集まるものと思われれます。新制度の下、知事との連携・協力を引き続きとりながら、目指すべき人材の育成に向け、教育委員の皆様とともに全力で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

委員の出欠状況ですが、本日は、竹花委員から所用により御欠席との届出をいただいています。

本日は、東京新聞社外4社、合計5社、個人は9名から取材・傍聴の申込みがござ

いました。また、東京新聞社外3社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、乙武委員にお願いします。

前々回の会議録

【教育長】 前々回3月5日開催の第4回定例会会議録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第4回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回3月26日開催の第5回定例会会議録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、報告事項(4)については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱

います。

教育長職務代理者の指定

【教育長】 教育長職務代理者の指定についてです。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項において、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されています。教育長職務代理者については、木村委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

【木村委員】 承知しました。

報 告

(1) 東京都立多摩図書館の移転について

【教育長】 それでは、議事に入ります。

報告事項(1) 東京都立多摩図書館の移転について、説明を地域教育支援部長、お願ひします。

【地域教育支援部長】 報告資料(1)により、東京都立多摩図書館の移転について、報告します。

左に移転の経緯が書いてございます。平成22年3月に、「都立多摩図書館基本構想」を定めまして、施設等の劣化等を踏まえ、整備の方針を決定しています。

平成23年1月に、本教育委員会において、都立多摩図書館の施設整備について報告させていただいています。その中で、平成28年3月に開館する予定であること、新しい多摩図書館については西国分寺駅そばの所有地に移転するといったことを報告させていただいています。

その後、平成23年11月から工事の基本設計・実施設計等を行い、平成26年8月に工事に着工しています。移転先の建設地の敷地から旧建物の残存基礎が見つかりまして、

撤去工事に時間を要することから、工事計画について再検討しまして、開館時期については平成29年1月に変更したいと考えています。

今後の予定ですが、平成28年8月に移転準備作業を開始して、現多摩図書館については、閲覧室等で可能なサービスについては継続していきたいと考えています。

平成28年10月に工事が完了しますので、ここから具体的な移転を開始して、平成29年1月に新しい多摩図書館として開館していきたいと考えています。

その下に新旧多摩図書館の概要について書いています。1枚おめくりいただきまして、現在の多摩図書館と移転後の多摩図書館の所在地についての地図がございます。新しい図書館は、国分寺市、JR中央線と武蔵野線の西国分寺駅から徒歩8分ぐらいのところ、今より若干利便性は高まると考えています。専有延床面積については、現図書館の約2倍の広さになります。閲覧席については227席、収蔵容量については285万冊、開架冊数についても10万1,000冊と、現在の閲覧室等からかなり充実いたします。

右側に、新多摩図書館のサービス展開について書いています。都立図書館と区市町村立図書館の役割について四角の囲みの中に書いていますので、御参考にしていただければと思います。

新しい多摩図書館のサービスとして4点書いています。現在でも、公立図書館で最大規模の雑誌の専門サービスである「東京マガジンバンク」を充実させていきたいと考えています。現在、直接閲覧できる雑誌は534誌ですけれども、これを約6,000誌の最新1年分に拡大していきたいと考えています。

2点目として、「児童・青少年資料サービス」の充実です。これについても、現在も実施していますが、児童書の最新1年分4,500冊を直接閲覧できるコーナーを設置して、学校や区市町村立図書館の選書の支援をしていきたいと考えています。

3点目として、施設についても、様々な形で充実を図ってまいります。セミナールームの設置、打合せをしながら資料を利用できるグループ閲覧室の設置、さらに、カフェスペースの設置、開館時間の延長についても考えていきたいと思っています。

4点目としては、オリンピック・パラリンピックを控えて、国際化の支援ということで、外国語の雑誌最新1年分を直接閲覧可能とするほか、外国語の児童書の展示と

いったことを考えています。

参考までに、多摩図書館の移転に伴い、現在、多摩図書館に併設している多摩社会教育会館については廃止をしたいと考えています。廃止に伴い、現多摩図書館で行っている研修や講演会については、新しい図書館でセミナールームを設置しますので、そちらの方で実施するというような対応を考えています。

最後に、多摩社会教育会館の廃止ですが、公の施設なので廃止についての条例を提出しなければいけないことから、平成27年12月に廃止条例を提出して、1年後になりますが、平成28年12月に廃止をしていきたいと考えています。

以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見はございませんか。

【木村委員】 雑誌のことで伺いたいのですが、直接閲覧できる雑誌は現在534誌、それを6,000誌にするということですが、これらは既に購入されているのですね。新しく534誌から6,000誌にするわけではないということですね。

【地域教育支援部長】 既に購入しているものです。充実するというだけでも若干購入するものもあります。

【木村委員】 今まで御覧いただけるスペースがなかったということですね。

【地域教育支援部長】 そのように御理解いただいて結構です。

【木村委員】 400誌と相当膨大な数になっていますけれども、外国の雑誌も同じですか。

【管理課長】 さようございます。同じように、現在、直接閲覧できないので、資料請求があった閉架のところから持ってきているものが開架で見られるようになる、若しくは準開架で見られるようになるということです。

【木村委員】 分かりました。ありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかがですか。

【遠藤委員】 私どものなじみの図書館というと区立図書館だったのですが、都立図書館というのは多摩図書館のほかに幾つあるのでしょうか。それから、今回できる多摩図書館の規模との比較みたいなものが分かれば教えてください。

【地域教育支援部長】 都立図書館としては、現在2館体制で、多摩図書館と中央

図書館がございます。中央図書館は広尾の有栖川宮記念公園の敷地の中にあり、敷地面積は約1万平米、延床面積が約2万3,000平米、収蔵冊数については200万冊強の規模です。また、多摩図書館と中央図書館で役割分担をしまして、多摩図書館については、雑誌や児童・青少年資料の専門的な図書館となっています。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。何かございませんか。よろしいですか。

では、本件については、報告として承りました。

(2) 平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について

【教育長】 報告事項（2）平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 平成28年度に都立高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部）で使用します教科書の採択の方針について取りまとめたので、報告します。

報告資料（2）を御覧ください。

まず、「第1 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の採択について」です。都立高等学校で使用する教科書の採択については、毎年度当初に採択と選定の方法について決定して採択を行っています。今年度も、引き続きこれまでと同様の方法によって採択をしていきます。

まず、1番の教科書採択に当たっての留意事項について、4点ございます。1点目は、採択は、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うということです。2点目は、文部科学省の作成する「高等学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択をするということです。3点目は、採択に当たっては、専門的な調査研究を行うということです。4点目は、各学校の生徒の実情等を十分に配慮するということです。

次に、2番の教科書の調査研究についてですけれども、高等学校等の教科書については、文部科学省の検定を受けた教科書があった場合に、調査研究を行っています。今回新たに文部科学省の検定を経た教科書が1点ありました。これは、平成25年度の検定で不合格となった教科書で、平成26年度の検定に再申請し、合格となったものです。この教科書が「教科書目録」に登載されたら、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の特徴や違いが明瞭に分かるよう、内容や構成上の工夫の二つの項目について調査研究を行い、その結果については、高等学校用教科書調査研究資料を作成して、都立学校等に配布します。

次に、3番の教科書の選定についてです。これは、都立高等学校等に対して、東京都教育委員会が指導する内容として、教科書の選定に当たっての留意事項を示したものです。これまでと同様に、教科書選定の責任と権限は校長にあることを周知徹底します。そして、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて調査研究を行うとともに、生徒の実態等を踏まえて、最も適切な教科書を選定するよう指導してまいります。

4番の教科書の採択についてです。ここで、「教科書の採択に当たっては、都教育委員会で作成した『高等学校用教科書調査研究資料』を活用し、次の項目について、都立高等学校で使用することが適当であるかについて検討する。」という記述があります。裏面を御覧ください。「次の項目」というのは、内容や構成上の工夫についてですけれども、各学校の選定結果等を総合的に判断して、都立高等学校で使用することが適当と認めた教科書を採択します。

続いて、「第2 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」です。学校教育法附則第9条に規定する教科用図書、これは「附則9条本」と呼んでいます。フランス語など外国語や専門教科、特別支援学校高等部の主に知的障害部門で使用する教科書の発行されていない教科・科目で、主たる教材として使用する図書については、3月5日開催の第4回教育委員会定例会で今年度使用する附則9条本の採択を既にさせていただいたところです。今回は、平成28年度に使用する附則9条本の採択について、説明をさせていただきます。

まず、1番の採択に当たっての留意事項についてです。記載された三つの事項に留意して、附則9条本の採択を行うというものです。1点目ですが、検定済教科書と同

様に、採択は採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うということ。2点目は、都立学校等から申請のあった附則9条本について調査し、採択すること。3点目は、各学校の生徒の実情等を十分に配慮するということです。

次に、2番の各都立学校における附則9条本の選定です。これは、校長の責任と権限の下、校長を委員長とする教科書選定委員会において、各学校の教育課程に準拠し、かつ内容が正確中正であることや、学習の進度に即応していること、表現が正確適切であること、保護者の経済的負担が過度にならないことを要件として備えた図書を選定するため、十分に検討を行い、各学校で編成する教育課程に基づき、最も適切な図書を選定するよう指導してまいります。

次に、3番の附則9条本の調査です。これは、教育庁指導部において各学校から提出された選定結果と、その図書の見本について、各学校が選定した図書が教育課程に位置づけられた教科、あるいは科目の主たる教材として、原則として、その内容の全部について、年間を通して授業することができるものとなっているかどうかということ进行调查してまいります。

次に、4の教科書の採択についてです。附則9条本の採択に当たり、各学校の選定理由及び選定結果等を総合的に判断して、都立高等学校で使用することが適当と認められた附則9条本を採択してまいります。

今後の予定ですけれども、本日報告した内容を各都立学校の校長に速やかに通知しますとともに、教科書選定事務について、校長等への説明を行います。そして、各学校における教科書の選定結果を受けた審査を行った上で、採択議案として、8月の教育委員会に上程させていただくという形で進めてまいります。

また、附則9条本の選定事務については、秋以降に実施して、年度内採択議案として、来年の2月、あるいは3月の教育委員会に上程させていただきます。

以上です。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

【乙武委員】 裏面の2の(2)のエ、「保護者の経済的負担が過度にならないこと。」というのは、これまで附則9条本というのは無償配布ではなく、購入していた

だいているという理解でよろしいでしょうか。

【指導部長】 はい。

【乙武委員】 これまでは購入していただいているもので、かつ採択されたものではないものだったと思うのですが、今後は、採択されたものを購入いただくということになりますね。

【指導部長】 そうです。

【乙武委員】 それは、教科書に関しては無償配布するという憲法及び法律の規定には何ら反しないということよろしいでしょうか。

【指導部長】 義務教育の教科書については無償で配布するのですが、今お話しさせていただいているのは、都立高等学校、中等教育学校の後期課程、都立特別支援学校の高等部であり、有償となります。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございませんか。

それでは、本件については、報告として承りました。

(3) 都民の声（教育・文化）について〔平成26年度下半期（10月～3月）〕

【教育長】 報告事項（3）都民の声（教育・文化）について〔平成26年度下半期（10月～3月）〕、説明を総務部長、お願いします。

【総務部長】 報告資料（3）に基づいて、都民の声（平成26年度下半期）の状況について、報告します。

これまでも半期ごとに私どもに寄せられた様々な声について、報告を申し上げているところですが、26年10月から27年3月までの状況について報告するものです。

まず、「1 都民の声」ですが、都民の声というのは、都民の方々からの意見や要望、苦情等、形式を問わずに、手紙、電話、メール等で寄せられるものです。受付件数の総計ですが、（1）の棒グラフ、（2）の表の一番下にある太枠で囲ったゴシックになっているところですが、1,456件になります。一番下の囲みに説明がありますが、内訳としては、苦情が932件、64パーセント、要望が307件、21.1パーセン

ト等となっています。具体的な内容については、3 ページで説明します。

2 ページを御覧ください。性質別ということで、内容がどのようなものかということですが、教職員に関するものが最多で650件、44.6パーセントになっています。主なものとしては、教職員のサービスや待遇等に関するものが248件、都立高校の実習船の船員募集に関するものが131件等となっています。2 番目は、生徒指導に関するものが316件です。主なものについては、行事や部活動、生徒指導等に関するものということで、143件となっています。教職員と生徒指導に関する二つの分野で、全体の3分の2、66.3パーセントを占めています。

3 ページを御覧ください。比較的多く寄せられた特徴的なテーマについて、具体的に説明します。まず、体罰を除く教職員のサービス・待遇等に関するものは248件寄せられていますが、実例としては、1 番目に書いています教員の非行、この場合は買春行為ですが、こういうことについて厳しい処分をしてほしいという声です。あるいは、2 番目ですが、都立高校の経営企画室の窓口に来たけれども、取次ぎが悪く長く待たされた。待遇をもっとしっかりしてほしいという声です。

2 番目、行事・部活動・生活指導等に関するもの143件ですが、実例としての1 番目、部活動の時間が長くて帰宅時間が遅く、大学受験を考えると心配なので、他の高校のように終了時間を早く設定してほしいという声があります。また、昨今話題になっています危険ドラッグ等の薬物について、きちんと教育をしてほしいという声を頂戴しています。

それから、3 番目、都立高等学校実習船の船員募集に関するものですが、大島海洋国際高校の実習船の船員が欠員になりまして、実習航海が延期になった状況がありまして、きちんと船員を集めて実習航海をやってほしいという声です。

4 番目、体罰・不適切な指導等に関するもので、1 番目は小学校の例ですが、正座、不必要な脅し等があったということで、きちんとした指導をしてほしいとか、下は中学校ですが、言葉の暴力というような実例について、対処してほしいというものです。

4 ページを御覧ください。「2 請願」です。こちらは規則等に基づいて、教育委員会に定められた形式で提出をいただくものです。26年度下半期の状況ですが、総計

6件です。具体的には、下の囲みを御覧ください。教職員に関するものが2件、生徒指導に関するものが3件、その他が1件で、内訳については5ページで説明します。

5ページを御覧ください。教職員についての2件ですけれども、いずれも国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分についての請願です。1件目については、いわゆる10・23通達を撤回すること、一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと等です。また、2件目については、本年1月16日に東京地方裁判所が出した判決に基づいて、これまでの教育行政及び10・23通達を見直すことという請願が出ています。

2番目のカテゴリー、生徒指導です。1番目は、都立高校の宿泊防災訓練についてです。宿泊防災訓練の連携先に自衛隊を加えたことについて、これを早急に外すこと。また、11月に実施された大島高校による防災訓練の中止を求めるものです。

それから、中学校の歴史・公民教科書の採択について、御意見が2件寄せられています。こちらは、総合教育会議が新たな制度として発足するので、その意義を十分生かして、首長・教育委員会の主体性が従来以上に確保され、教育基本法の本旨を内容的に、具体的に遵守した教科書が採択される態勢（システム）を構築してほしいというものです。

6ページを御覧ください。その他として、教育委員会制度です。新たな教育行政の組織・運営について、学校教育と社会教育の充実のために教育行政を推進することができる制度となるように検討してほしいというものです。

7ページを御覧ください。3番目のカテゴリーですが、「陳情等（団体要請）」です。様々な団体からの御要望をお受けしています。下半期の合計は65件です。分野別の内訳は、教職員に関するものが半数強の34件、そのうち国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分についてが28件です。2番目に多いのが、学校運営に関するもので15件、23.1パーセントです。学校の教育の充実について求める声が12件寄せられています。3番目は生徒指導に関するもので12件、18.5パーセントで、宿泊防災訓練についてがそのうち5件を占めています。

具体的な内訳を幾つか説明します。8ページを御覧ください。まず、大きな分野としての教職員ですが、国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分について28件寄せられています。10・23通達を撤回すること、その通達に基づく一切の懲戒処分等を取り消すこと、

その通達に基づく職務命令を発出しないこと、服務事故再発防止研修を行わないこと、3.13通達を撤回すること等の内容になっています。

2番目のカテゴリー、学校運営についてです。こちらについては、学校教育の充実についてということで12件寄せられていますけれども、1番目、東京都の全ての子どもたちの学力を伸ばし、健やかな心身を育むために都独自の施策、予算措置、人的措置をはじめ、施設整備や教職員の人材育成等、新たな施策や措置を要望するといったものです。また、特別支援教育に関して、緊急の対策を含む課題も多いことから、具体的な検討と支援をお願いしたいというものです。

9ページを御覧ください。生徒指導の分野ですけれども、都立高校の宿泊防災訓練について5件、教科書採択について3件寄せられています。いずれも請願で説明したものと趣旨です。

なお、これらの都民の声については、匿名で寄せられていて回答が不能なものを除いては、原則として、声を寄せられた方に措置状況をお答えしています。一部、3月に寄せられて、まだ事実関係の把握に時間がかかっているものを除いては、全て回答を差し上げているところです。

最後に、10ページを御覧ください。「公益通報制度」の状況です。公益通報制度については、これまでも説明をしていますけれども、二つの窓口をつくっています。改めて説明しますが、教育庁等窓口というのは、公益通報者保護法に基づいて、都の教育庁の本庁や都立学校の職員が、法令違反等について実名で通報する制度です。もう一つの弁護士窓口については、コンプライアンス強化のために平成25年度から開始しているもので、対象が、都立学校だけではなく、区市町村の学校の教員や、保護者、生徒等も通報できる形となっていて、匿名の通報も可能となっています。法令違反に限らず、不適切な行為等についても対象として運用をしているところで、受付は弁護士にお願いしています。

現在の状況ですけれども、公益通報制度については、教育庁等窓口寄せられた声は下半期はゼロ件です。弁護士窓口について、19件の声寄せられています。19件の内訳ですけれども、体罰や不適切な指導、これは暴言等ですが、10件です。それから、不適切な会計処理が1件、そのほか教員の旅費の不正受給、自動車通勤、校内の備品

の私的な利用等についての通報が7件、それから、不受理が1件ということになっています。

弁護士窓口の実名・匿名の内訳ですが、実名が8件、匿名が11件で、実名の内訳は保護者が4件、教職員が4件です。こちらについても、事実関係を調査して、事実が明らかになったものから弁護士に事実関係をお返しして、弁護士から通報者に通知をいただいております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問はございますか。

【乙武委員】 大島海洋国際高校の件ですが、その後、何か対策は打ったのでしょうか。また、今年度の海洋実習の見通しもお聞かせください。

【総務部長】 大島海洋国際高校については、船員が欠員になって航海ができなくなったことから、まず船員募集を何回か行ったのですが、時期的に秋だったこと、また、今、船員市場が非常に売り手市場になっていまして、なかなか人が集まりませんでした。そのために、最初は任期付きの職員を採用することにしてはいたのですが、任期の定めのない一般職員を採用するということで実施しまして、この春、3人の船員を雇用することができました。ですから、航海できる態勢は整っています。実は、昨年度は海外航海としてサイパンへの航海を計画していたのですが、今回採用した船員の習熟度がまだ低く、遠洋航海は態勢的にも難しいことから、国内の航海に変更して、去年できなかった航海を行うこととしています。また、観測航海という別の航海に、今まで生徒の希望が多い場合は抽選をしていたのですが、去年、海外への航海ができなかった生徒については、希望すれば必ず乗れるようにしまして、実習の機会を増やすことによって、今年度は対応していこうと考えています。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 基本的なことですが、今、御説明いただいたものは、寄せられた声は4種類あると理解してよろしいですか。第1に都民の声があり、請願があり、陳情等があり、最後に公益通報制度ということですね。そうすると、トータルとしての件数を見ていけばいいということですね。

【総務部長】　　そうです。

【遠藤委員】　　それぞれの受付窓口、公益通報制度はここに書いてありますが、その他都民の声、請願・陳情というのは、どこに寄せられたのか、具体的な形等を教えてください。

【総務部長】　　基本的に教育庁の窓口としては、総務部に教育情報課を置いておりますけれども、苦情は、例えば学校に入ったり、それぞれの直接の部署に入ったりします。それについて、総務部で取りまとめて、最終的には関係するセクションと調整をしながら調査し、お答えしていくという形をとっています。

【遠藤委員】　　請願・陳情も同じですか。

【総務部長】　　請願については、先ほど申し上げたとおり、規則等に基づいて、様式行為ですので、基本的には総務部でお受けしています。

【遠藤委員】　　内容を見ますと、請願と陳情が同じ内容のものがありますね。請願と陳情の基本的な差と、その対応方法は具体的にどのような差があるのでしょうか。

【総務部長】　　請願については、いわゆる規則等で定めた形に基づいて行われる様式行為となっています。陳情というのは、いろいろな団体がありますけれども、そういう方々から寄せられる声を陳情等と整理しています。委員がおっしゃるとおり、重ねて出てくるような場合も当然ありますので、今回は、非常に似通った声になっています。

【遠藤委員】　　分かりました。

【教育長】　　ほかにいかがでしょうか。

それでは、本件については、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

4月23日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】　　教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は、4月23日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催します。

以上です。

【教育長】 日程その他について、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時48分)